

| 大分類 | 小分類 | 質問 | 回答 |
|------------------|---------------|--|--|
| 1 全般 | 補助の対象 | ・相見積もりは必須か。 ・建物の構造上、工事を発注できる業者が1社しかないが、相見積もりは必要か。 | ・相見積もりは原則必要です。 ・ただし、建物の構造や工事の方法等から、やむを得ず1社からしか見積もりを取得できないような場合はこの限りではありません。この場合、相見積もりができない理由を整理し、説明資料をご提出いただけます。 ・なお、本市の各種補助要綱には、設置工事の施工等にあたり、「可能な限り市内に本店又は営業所のある事業者へ委託するよう努めなければならない。」としておりますが、義務ではないので、まずは市内業者かどうかに関わらず、相見積もりがとれるかどうか検討していただきますようお願いいたします。 |
| 2 全般 | 利益等排除 | ・申請者の子会社に工事を発注した場合、利益等排除の必要はあるか。 | ・100%同一の資本に属するグループの場合、利益等排除が必要になる可能性があります。 ・上記の場合、まずは取引価格が当該調達品の製造原価もしくは、売上原価以内であることが証明できるかどうか確認してください。 ・証明できれば、利益等排除の必要はありません。 |
| 3 全般 | 補助の対象 | 既存設備の撤去費や処分費は交付対象経費に含まれるか。 | 既存設備の撤去費や処分費は交付対象外となります。 |
| 4 全般 | 補助の対象 | 設備を設置するために、建物の建築や基礎工事が必要となるが、交付対象経費として計上することができるか。 | ・建物は、交付対象外です。また、土地造成費や建物の建設工事に係る基礎工事部分や設備の設置等に伴う建築物の躯体等に関する工事も交付対象外となります。 ・なお、令和6年3月1日付け環地域事発第2403011号改正に伴い、ソーラーカーポートの架台部分について、交付対象としています。 |
| 5 全般 | 補助の対象 | 大気汚染防止法に基づくアスベスト調査費は補助対象となるか。 | 設置工事に直接必要な調査ではないため、補助対象外となります。 |
| 6 全般 | 補助の対象 | 法令で必要とされている届出等にかかる経費は補助対象となるか。 | 設置工事に直接必要な経費ではないため、補助対象外となります。 |
| 7 全般 | 補助の対象 | 足場の設置は補助対象経費となるか。 | ・国実施要領別表第1一工事費一本工事費（間接工事費）一共通仮設費に該当するため補助対象となります。 ・ただし、必要最低限の足場が補助対象となります。（必要以上の高さ部分の足場、自動昇降機等は補助対象外となります。） |
| 8 全般 | 補助の対象 | 「諸経費」や「雑材消耗品費」は補助対象となるか。 | ・内容によります。補助対象となるものは、設置工事に直接必要となる経費になりますので、諸経費等まで補助を望まれる場合は、各申請前に補助事業者が詳細を確認願います。 ・なお、実績報告時は諸経費等の明細をご提出していただきます。また、消耗品が余った場合、余った分の経費を算出していただき、補助対象外経費とする作業が発生します。 |
| 9 全般 | 補助制度 | 国、県、市等の補助金と併用は可能か。 | ・他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施するものは、国の実施要領に基づき併用は不可となります。 ・一方、県や市の単費で行われる補助金については併用可能です。ただし、併用する補助金の交付要綱等の規定をよくご確認願います。（併用が可能であっても、それぞれの補助金で交付要件が異なり、併用ができない場合もあります。） |
| 10 会津エネルギーアライアンス | 会津エネルギーアライアンス | ・「会津エネルギーアライアンスへの加盟又は加盟申請」が各種補助金の補助要件となっているが、アライアンスとはどのような団体なのか。 | ・発電事業者やエネルギーマネジメント事業者、再生可能エネルギーの利用者等で構成され、主としてAICTコンソーシアムのエネルギー分科会に参加する事業者等で発足した任意団体です。若松市内で再エネを地産地消することなどを目的としています。市も加盟しています。 |
| 11 会津エネルギーアライアンス | 会津エネルギーアライアンス | ・アライアンスの加盟条件はあるか。 | ・加盟に条件はありませんが、アライアンスの幹事団体による承認が必要です。 |
| 12 会津エネルギーアライアンス | 会津エネルギーアライアンス | ・加盟すると何かしないといけないのか。 | ・加盟後ににかなければならないようなことはありませんが、今後、その企業での電力需給データの提供にご協力いただくことをお願いすることがあります。 |
| 13 会津エネルギーアライアンス | 会津エネルギーアライアンス | ・加盟するために費用はかかるか。 | ・加盟申請費用など、費用が掛かることはありません。 |
| 14 会津エネルギーアライアンス | 会津エネルギーアライアンス | ・アライアンスにはどのような企業が加盟しているか。 | ・アライアンスには、会津若松市、日産自動車、東北電力などの大企業他、市内でも多数の企業が加盟しています。（R7.10.1現在） |
| 15 LED | 補助要件 | ・「調光機能」をもっていけばよいのか ・「調光制御機能」とは具体的にどのようなものか。 | ・「調光機能」は不可。「調光制御機能」が必要です。 ・「調光制御機能」とは、以下のいずれかの機能を有するLEDのことを指します。 ①スケジュール制御（予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能） ②明るさセンサによる一定照度制御（明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御する） ③在不在調光制御（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する） |
| 16 LED | 補助の対象 | 調光制御機能がない非常灯、避難誘導灯（いずれもLED）は交付対象となるか。 | ・調光制御機能がない非常灯、避難誘導灯は交付対象になりません。 ・逆に、調光制御機能があれば、交付対象となります。 |
| 17 空調 | 補助の対象 | 予備フィルターは交付対象となるか。 | 「予備」として購入するものは、他の物品も含め交付対象外となります。 |
| 18 空調 | 補助の対象 | 消音装置、防音フードは交付対象となるか。 | 設備の設置に必ず必要なものではありませんので交付対象外となります。 |
| 19 空調 | 補助の対象 | 防音フードは交付対象となるか。 | ・設備の設置に必ず必要なものであれない交付対象となります。 ・本市は豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）に基づく豪雪地帯に指定されていることから、例えば屋根のない屋外に室外機を設置する場合は、防音フードを設置する必要があると考えられます。 ・なお、屋外であっても、すでに防雪対策が講じられている場所に設置する場合は、必ずしも必要なものではないと考えられることから、交付対象外となります。 |
| 20 空調 | 補助の対象 | 送風機、換気扇は交付対象となるか。 | 本市は「高効率空調設備」が交付対象となるため、送風機、換気扇等は交付対象外となります。 |
| 21 空調 | 補助の対象 | ガス式ヒートポンプの空調は交付対象となるか。 | 交付要件を満たせば、交付対象となります。 |

| | | | | |
|----|--------------------|-------|--|---|
| 22 | 空調 | 補助の対象 | 集中管理リモコンは交付対象となるか。 | 個別の室内機ごとにリモコンが付属している場合、集中管理リモコンは必ずしも必要な設備ではないため、交付対象外となります。 |
| 23 | 空調 | 補助の対象 | 既設配管・ダクト撤去、離線工事は交付対象となるか。 | 既存設備にかかる経費は交付対象外となります。 |
| 24 | 空調 | 補助の対象 | 冷媒ガス回収、破壊処理費は交付対象となるか。 | 既存設備にかかる冷媒ガスの回収、処理・破壊費等は交付対象外となります。 |
| 25 | 空調 | 補助の対象 | 点検口の設置工事は交付対象となるか。 | 点検のみを対象とした工事は交付対象外となります。 |
| 26 | 空調 | 補助要件 | 新規に高効率空調設備を設置する場合の「従来の空調機器等に対して省CO2効果が得られるもの」の要件の適否の確認方法は。 | ・新規で設備導入を行う場合、例えば、一般的に導入する設備を定義していただき、その設備と比較して、省CO2効果を確認いただくことが想定されます。計算例が必要な場合は別途お問い合わせ願います。 ・なお、CO2削減効果については、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」等に基づき、算定してください。 |
| 27 | LED、空調 | 補助要件 | 「民生部門の電力需要家において、～補うことができることとする。」との要件について、設備設置までに要件を満たさなければ補助金は交付されないのか。 | ・原則、実施要領に記載のあるとおり、高効率設備の導入時に再エネ設備との接続が求められますが、再エネ電源による供給までに時間を要するなど、合理的な理由がある場合は、この限りではありません。 ・交付申請時（又は実績報告時）に再エネ導入をしていない場合は、「再エネ電源による供給までに時間を要する理由を説明した書類」 「今後の対応を説明する書類（再エネ電力の導入計画の概要、供給開始予定時期、想定年間電力消費量を再エネで賄えることがわかる計算書（月ごとに記載。再エネ発電設備+再エネ電力メニューなど複数の組み合わせにより再エネ消費する予定の場合は、それぞれの想定供給量を記載）等）」をご提出願います。 ・なお、実績報告後も合理的な理由なく再エネを導入しない場合は、補助金を全額返金していただくことになりますのでご注意ください。 |
| 28 | LED、空調 | 補助要件 | 「民生部門の電力需要家において、～補うことができることとする。」との要件について、必ず太陽光などの再エネ発電設備を導入しなければならないのか。 | 再エネ発電設備を導入できない場合は、その不足分について再エネ電力証書（グリーン電力証書及び再エネ電力由来クレジット又はいずれか一方）の購入又は再エネ電力メニューからの調達を行っても可とされております。 |
| 29 | LED、空調 | 補助要件 | 「民生部門の電力需要家において、～補うことができることとする。」との要件について、「再エネ電力メニュー」とは具体的にどのようなメニューか。 | ・各電力小売会社において再エネ電力を供給する電力供給メニューのことです。 |
| 30 | LED、空調 | 補助要件 | 「民生部門の電力需要家において、～補うことができることとする。」との要件について、電力メニューから再エネを調達する場合、市内で発電された再エネ電力を調達しなければならないのか。 | ・なお、本市の「脱炭素先行地域提案計画書」上は、脱炭素先行地域内で市内産再エネを導入することとしておりますので、できる限り本市内で発電された再エネを用いた電力メニューを取り入れていただきますようお願いいたします。 |
| 31 | オンサイトPPA | 制度 | ・これは施設所有者が申請するのか。 ・蓄電池もセットで補助金を交付してもらえるのか。 | ・申請は太陽光パネルを設置する事業者が申請します。 ・令和8年度より、蓄電池も交付対象となりました。 |
| 32 | オンサイトPPA | 補助要件 | ・同一敷地内（事業所敷地内）に複数の建物があり、建物の屋根にPPA業者が太陽光発電設備を設置する場合、全ての建物が補助対象となるか。 | 屋根置きであって、太陽光発電設備が同一敷地内にある場合は、全ての建物に設置する太陽光発電設備が補助対象となります。 |
| 33 | 住宅向け自己所有型の太陽光発電設備 | 制度 | ゼロ円ソーラーとの違いは何か。 | ・ゼロ円ソーラー補助金は、PPA方式により太陽光発電設備等を設置する事業者に対して補助金を交付し、その補助金分を住宅所有者が利用する電気料金から割引を行う補助制度となります。 ・住宅向け自己所有型の太陽光発電設備等補助金は、自身が居住する住宅に自身が太陽光発電設備等を設置する場合、設置する住民の方に直接補助金を交付する補助制度となります。 |
| 34 | 住宅向け自己所有型の太陽光発電設備 | 制度 | 蓄電池だけの設置でも交付対象となるか。 | 交付対象となります。なお、太陽光発電設備のみ設置する場合や、太陽光発電設備と蓄電池を併せて設置する場合でも交付対象となります。 |
| 35 | 住宅向け自己所有型の太陽光発電設備 | 制度 | 太陽光発電設備と蓄電池の両方の補助を受けたい場合、申請書はそれぞれ別で作成しなければならないか。 | それぞれ別に申請書を作成願います。 |
| 36 | 住宅向け自己所有型の太陽光発電設備 | 補助の対象 | 新築の場合でも交付対象となるか。 | 交付対象となります。 |
| 37 | 住宅向け自己所有型の太陽光発電設備 | 補助の対象 | 太陽光発電設備等の設置工事に時間を要し、実績報告が交付申請した年度を跨ぐ場合、交付対象となるか。 | 住宅向け自己所有型の太陽光発電設備等の設置の場合は年度を跨いで実績報告をすることは可能です。ただし、翌年度の実績報告書の提出期限にご注意願います。（令和8年4月1日時点で他の設備の設置にかかる補助金では、年度を跨ぐことは不可となります。） |
| 38 | 住宅向け自己所有型の太陽光発電設備 | 補助の対象 | 既設の住宅に太陽光発電設備等を設置する場合でも交付対象となるか。 | 交付対象となります。 |
| 39 | 事業者向け自己所有型の太陽光発電設備 | 制度 | 蓄電池だけの設置でも交付対象となるか。 | 交付対象となります。なお、太陽光発電設備のみ設置する場合や、太陽光発電設備と蓄電池を併せて設置する場合でも交付対象となります。 |
| 40 | 事業者向け自己所有型の太陽光発電設備 | 制度 | 太陽光発電設備と蓄電池の両方の補助を受けたい場合、申請書はそれぞれ別で作成しなければならないか。 | それぞれ別に申請書を作成願います。 |
| 41 | 事業者向け自己所有型の太陽光発電設備 | 補助の対象 | 新築の場合でも太陽光発電設備等を設置する場合でも交付対象となるか。 | 事業所の新設は、建物の規模にもよりますが数か月～数年程度係ることが想定されますので、現実的に交付決定から実績報告の期限までに工事を完了して実績報告を提出することは困難と思われるので、新築に伴う太陽光発電設備等の設置に対する補助金の交付は想定しておりません。 |
| 42 | 事業者向け自己所有型の太陽光発電設備 | 補助の対象 | 既設の住宅に太陽光発電設備等を設置する場合でも交付対象となるか。 | 交付対象となります。 |